

愛知医科大学と修文大学との連携・協力に関する基本協定書

愛知医科大学と修文大学（以下「両大学」という。）は、相互の連携・協力を図るため、次の通り協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両大学が連携・協力を推進することによって、教育・研究活動の充実と学術並びに科学技術の振興に資することを目的とする。

（努力義務）

第2条 両大学は、前条の目的を達成するため、連携・協力について積極的かつ誠実に協議し、及び実施するように努める。

2 両大学は、連携・協力にあたり、相互の特徴を活かし、その成果を社会に還元するように努める。

（連携・協力事項）

第3条 両大学は、次の事項について連携・協力する。

- 一 人材の育成に関する事項
- 二 共同研究などの研究協力に関する事項
- 三 学生、研究者及び関連する職員の交流に関する事項
- 四 その他本協定の目的を達成するために必要な事項

2 両大学は、前項各号の連携・協力を実施するにあたっては、原則、個別協定書等を締結し、具体的事項を決定する。

（有効期間）

第4条 本協定書は、両大学の学長が署名した日に発効し、有効期間は令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに双方のいずれから異議なき場合は、さらに1年間延長するものとし、以後についても同様とする。

（協定の解釈）

第5条 本協定の解釈に疑義を生じた場合又は本協定に定めのない事項が生じた場合の取り扱い、は、両者の協議によるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各々1通を保管する。

令和7年2月26日

令和7年2月26日

愛知医科大学
学長

祖父江 元

修文大学
学長

丹羽利充